

特 116

234

大正十二年一月(社團)日本會計士會々報第二號所載

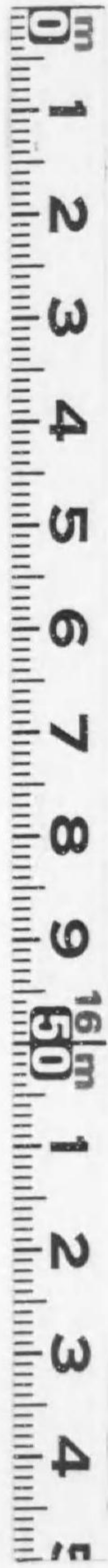
(禁轉載)

會計士の職務私見

會計士 東 爽五郎稿

東京市丸之内東京海上ビルディング
第三三二號室 電話牛込五七九三番

東 會計士事務所



始



特116
234

會計士の職務私見

社団法人日本會計士會員 會計士 東 爽 五 郎



會計士は何をなす人か、其任務は如何、其職責は何か。今試みに如此質疑を世間普通の人々に發したとせんか、其約半數よりは多分何等の解答だも得られぬであらう、而して答案の期待せらるゝ残りの約半數の内、其中七八迄は恐らく左の如き解答を下すであらう。曰く、會計士は他人の需めに應じて、會計取扱上に起れる各種不正事件の檢舉乃至指摘に従事するものであると。

蓋し會計士なる職務は、其本場とせらるゝ英國にありて、これが濫觴は可なりとす。其一般社會に十分に認識せられたるは、今より約三十年以來の事である。而して米國にて、其起源は今より約三十年以前にあれども、それが世間に篤と諒解利用せらるゝに至りたるは、僅に二十年或は十數年以來と云ふのが事實には近いであらう。而して英蘭及蘇蘭なる會計士が、遠く我邦にも渡來して其職務を開始したるは、これ亦今より二十年若くはそれより尙久しき以前の事であらう。然れども會計士

大正
15.12.2
内交

の利用せられたるは重に外國人の經營事業に限られ、而して我邦人に利用せられたるは至て稀であつた。又我邦人にて初めて此職務開始を披露したるは、明治四十年頃本會の現社員森田能太郎氏を嚆矢となすのである。爾來約十五年を經過したる今日に於てすら、東京及附近に會計士の職務を開始するものは精々三十名、大阪及神戸附近にて二十名に足らず、其他全國を通じて數名若くは拾數名に達せざる現状である。加之ならず、これ等の會計士自稱者の行ひ或は宣傳しつゝある其職務は、人々により區々多岐に亘りて、其範圍は尙未だ劃一さるゝの域迄に達せぬ様である。

我邦にて會計士てふ職名に對して、最も世人の注目を惹きたるかと思はるゝ會計士法案に就き、少しく觀察せんに、同法案の初めて帝國議會に建議提出せられたるは大正三年三月第三十一議會の衆議院であつた。爾來大正八年なる第四十一議會に到る五箇年間に、同法案の提出せられたるは實に五回にも及びたるが、其中一回は議會解散の爲議事にすら上らず、二回は衆議院の特別委員に附託討議せられたれども、此内一度は政府よりしてこの法案の提出あらんことを希望したるに留め、一度はその討議中に議會閉會の爲其儘放棄せられ、而して他の二回は幸に衆議院を無事通過して、貴族院の特別委員に附託せられたる其間に議會は閉會を告げて、遂に何等の果實

だも收め得なかつたのである。經過の詳細は神戸會計學會編纂會計學論叢第二輯及日本會計士會々報第一號參照。而して茲に注目すべきは、同法案に初めに會計監査士法と稱したるものゝ後には會計士法と改稱したること、更に會計士職務の範圍或は會計士の資格に關して、初めの提案と後の提案とは、種々に相違の點があつて、即ち初めは辯護士職の兼業を可能とするかの様に明文もありたるに拘はらず、後にはこの明文の抹消せられたること等である。

更に農商務省は、帝國議會の衆議院委員會で前述の如き會計士法案提出の希望もありたるにも由りたるべし、大正五年八月には全國各地方長官及商業會議所に對して、會計士制度の必要如何其他に關する諮問案を發して、その答申を蒐集公表したのであるが、以上は我經濟界全般に亘りて、兎も角も會計士なる新職務家の存在を認識せしむるの機會を作りたるには相違これ無きも、以上の法案や諮問案は、會計士職務の實體中にて筆者の所信によれば寧ろ重要なる部分に對しては、尙未だ十分の解釋を與へてゐないかと、此點は筆者の甚だ遺憾とする所である。

如此事情の下にありて、世間の多數者に會計士の何人なるかを訊ねて、その諒解の乏しきは寧ろ當然と云ふべく、乃ち世間多數者の解答に甚しき錯誤あるは決して無

理ならぬことである。

筆者の所信によれば、會計士とは會計に關する特種専門的智識及技能に併せて相當の經驗を有し、他人の需めに應じて其の勤務を提供するもの、而して其の高等職務(Profession)たる社會上の地位は、醫師、僧侶、辯護士及建築技士等に準すべきのが英米諸外國の實例である。現に英國にて國會議員中に會計士は幾人も居るし、昨年頃迄リバープール市の市長たりし人は、會計士の職務家であり、更に特筆すべきは、今年倫敦市長に就任の人は、會計士協會の副會長たりし人であるのを見て、其他は推して知るべしである。

尙茲に専門的智識技能とは、會計學を骨子として其應用或は各論とも見るべき、會計監査原價計算減價償却等の諸論にして、今はその研究の爲め各々大部の一冊を成す程の諸問題、其他會計の整理及取扱に必要とする簿記法に精通すべきは勿論、更に之に關聯して、商業法律、經濟數學及統計の諸學科にも、亦相應に通曉することを條件となすのである。

然れども、茲に尙疑問とすべきは、會計學の何物たるかにあるを以て、以下斯學の實質に就き詳説せんに。

會計學は英米諸外國にありて會計士の發達に俱ひ、最近十數年以來漸次學問界にも重視研究せられたる最新の學科である。現に東京及神戸の兩高等商業學校の教授科目中に會計學或は計理學との別名を以て初めてその明文の掲げられたるは明治四十二三年頃の事であり、更に東京及京都の兩帝國大學經濟部の教授科目に、會計學の明文の示されたるは大正九年頃にあると云ふ、これ等の事實に徴しても、會計學の最新學科なることは明かである。而して元來會計學は疑ひもなく簿記法中に胚胎したのである。然れども簿記法にあらざる別種の學科であることも亦疑はれ無い。と云ふのは簿記法は第十五世紀の終り頃、伊國パシオロ氏の創意に出で、會計の整理記録に關しては、世界各國に共通する標準或は模範的形式であつて、今日有らゆる他の記録方法に比して最も優越したるものと云ふのである。然れども、會計學の論ずる所はこの會計記録を行ふその以前に於て、資産と負債及損失と利益の、隨て正味資本高の變化異動を評價決定するに必要とする、特種智識の秩序正しき研究である。尙その詳解は拙著商業會計第二輯中の所掲に譲るとして、會計學の定義を最も簡潔に縮約するとき、其所論は損益或は正味資本の實質及其價額を吟味研議するにあると云ひ得るのである。而して簿記法は、會計學の所論に基き現に決定したる財政情態の有

様を記録する、その手段方法に過ぎぬと解釋し得べきである。

六

さて損益の實質に關して、若しそれ卑近なるものならんには、三尺の童子も尙その決定を誤るの懸念はないのである。然れども、今日の如き社會百般の文物制度に複雑纏綿を極むる商業界に處して、或る事業の會計に當局して該事業の損益金の計算を行ふに際して、若し會計に關する特種の智識技能を缺くとせば、損益の鑑識判斷に極めて困難なる場合が事實上甚だ屢々起るのである。而して若し一人のみの出資に係る經營事業なりとせば、其損益計算上縱令ひ誤りたる判斷を與へたればとて、其影響する所は必ずしも重大でないとしても、若し夫れ出資者は數十數百否數千の多數より成れる合名合資殊に株式會社の場合にありて、其損益計算は一定の時期に於て一定期間の營業に對して之を行ひ、而して純益金の配當若くは純損金の負擔は、決算期當時の出資者のみに對して之を行ふべき場合にありては、茲に損益金の計算は嚴重に公平に、當該年度に屬する部分のみに就き之を決定すべきは勿論であるが、さて之が實際の取扱に當りて、損益の種類によりては當該決算期に於ては尙未決のものあり、或は其或部分は當該年度に屬すれども、殘餘の部分は次年度に繰越すことを合理とするもの、例へば繰延諸損益或は未經過利益の如きものあり、或は尙未だ起らざる

事前に於て、若くは萬一には起るやも計り難き不測の損失を豫想して、純益金決定の事前に於て準備引當を必要とするもの、例へば滞貨準備減價償却金偶生債務等の爲にする、各種の準備金を設くるが如き即ちそれである。或は過年度に於ける準備金の今は全然不用に屬したるものを當年度の利益金に還元しても可なるものあるに反して、或は稀には一見當年度の損失なるかの觀あれども、其實は前年度の負擔に屬せしむるを合理とするもの、例へば所得税の如きものもある。尙決算期に於ける在庫品に對する評價は時價を超過すべからずとは、商法の規定する所であるが、若し一定の期間を限りて行ふべき損益計算に、如此取扱は果して公平合理と稱し得べきか如何而して若し若干の價額引下を行ふ場合に、其程度は如何に之を定むべきであるか、殊に原價計算の場合に於ける製品及半製品の評價決定に際して、所謂直接費の外に尙加算すべき間接費、總係費等の合理的割當は如何に之を定むべきか、而して如此場合に若し誤りたる計算法によりたりとせば、其結果は直に損益金の多寡に影響する所あるべきは云ふまでも無きことである。

この他、暖簾代營業權の評價の如き、或は瓦斯電燈電車等の公益事業監督の場合に於ける其料金、若くは報償金決定の如きは、結局過去若くは現在に於ける損益金の情

七

八
態如何を基礎とすべきものである以上、その算定は如何に之を行ふべきものであるか、その他以上の所述に類似する會計取扱上の諸問題は、實に僕を替ふるも枚舉に遑あらずと云へるのである。畢竟會計學は如此會計諸問題の吟味考察を主眼とする新學科であつて、歐米諸外國にありても斯學の研讀は、近年倍々隆盛の域に進みつゝあると云ふ現狀である。

尙會計學と簿記法との區別に關して、試みに之を醫師の場合に喩ふるとせば、會計學は醫學にして簿記法は看護法に相當するとの類似點があること云ふべきである。即ち人體の生理並に病理に關する根本原理及其應用を研讀するは醫學の主眼とする所であるが、醫師がこれ等の知識に基き人の健康程度を診察決定したる其後に於て患者の取扱方と併せてその經過を一定の形式により記録報告する其方法は、これ即ち看護法の記述する所である。而して尙一層此比喻を擴るときは會計士の職務は人の資産と負債及損益の財政情態に對して診察決定するにありて、簿記方は會計士の診察後に於て既決の状態を整理記録することを其任務となすのであること云ひ得ないでもない。現に米國にて會計士を最も平易に解釋して、「商業醫師」(Business Doctor)と呼稱したるものもある程であるが、蓋し俗耳に最も入り易き適稱と云ふべきであ

る。

要するに、會計士は會計上の不正事件例へば遣込み、不當支出、横領、背任等に起因する諸罪惡を檢舉發見するを以てその任務となすかの如き解釋には、筆者の殆ど賛同すること能はざるのである。筆者の主張によれば、會計士の注目する所は已に所述の通り、某經營事業の損益計算は、會計學の原理に照して正當且合理なるか否かを吟味考察することにあり、而してこの吟味考察に際して、若し會計取扱期間の餘りに永きに亘るときは、比較して多くの煩勞及手數を要するに加へて、其結果は寧ろ粗漏杜撰に流るゝの弊がある。是を以て普通の株式會社に對して實際の監査を行ふとして、短きは三日、五日或は十日、若くは永くも一箇月程度の期間に亘る會計に對して、定期に損益計算の正否を吟味檢閲して、其現状態を審かにすることに努むるのが、會計士平素の職務である。而して毎回の監査に當りては、損益計算の結果を前回のそれと比較して、その増減變化及其理由に注目するが如きは、これも亦會計士の重要任務となす所である。而してこの際若し豫定の利益金を收め能はざる事實に逢著したとせば、その原因の何れにあるかを審かにして、同時にこれが救濟法にも亦想到すべきは勿論である。乃ち會計士は常に損益計算の正否を檢閲吟味し、而して傍ら知悉し得たる損

益の由來を釋ねて、以て財政の現狀態を釋明するのみに留まらず、更に一步を進めて當該事業の經營上に相當の注意警告或は指導を與ふるが如きその機會を、甚だ屢々有するのである。而してこの場合に、會計士は事業經營者の營業顧問たる役目を勤むるものと云ふも、敢て不可なき譯であるから、前に會計士を「商業醫師」と俗稱するものがあるに述べたるが、この俗稱は頗る穿ち得たる比喩的名句と云ふべきである。

元來一國の營利的資本が、某事業に投下せらるゝ所以は、該事業の收益が放下資本に對してその一般的純利息を産む以上に、尙相當の利潤を收むることあるが爲である。故に若しこの利潤を收め能はざる事業に投下の資本は、慈善業で無き限り、投資者個人の忍ぶこと能はざるのは勿論である。若し國家經濟上より之を大觀するときは一國資本の不生産的濫用と見るべきで、かくては國富の増殖は到底望むこと能はざるのである。

是を以て、この種の收支償はざる事業は、一日も速に之を廢棄して、その投下資本は他の有利事業に轉換するの考慮がなければならぬ。否らざれば一國の資本は蓄積増殖さるゝどころか、否寧ろ破壊せられて、總ての産業は遂に不振萎縮に陥るべきは、火を睹るよりも明かである。世間多數の營利會社にて公表する損益計算の結果を觀察

するときには、一見如何にも多大なる利利益金を收めたるかの觀があるが、併し其實は損益計算上に誤りたる判斷ありたることに起因して、如此外觀を呈したのである。或は若しその内容に就き公平冷靜なる再調査を行ひたらんには、必ずしも如此多大の利益を收めたものではあるまい、或は甚しきは、寧ろ少なからざる損失を招致して居るのではあるまいか、かく懸念に堪へざるものは、可なりにも多數に上るかと思はせらるゝのである。而かもこの中に就き、事業の經營當事者は故意に虚偽假裝の計算を敢行したるにあらず、否其理由は、單に損益計算に必要とする特種の智識尙換言すれば彼の會計學の原理に通曉せざりしに起因すると云ふその實例は、これ亦少なくはあるまいと察せらるゝのである。

失敗に了りたる商業を「士族の商賣」と稱へたることがある。蓋し士族なる階級は武士といふ久しき因襲の結果損益の觀念には最も迂遠であつたことは想像するに可能である。而して明治の初年廢藩置縣に際して、士族の秩祿代償として受領したる政府の公債證書を資本として俄に營みたる士族の商賣は、間もなく全資本を投盡したる其主なる理由は、畢竟損益の計算に智識の貧弱なりしに因ることは疑ひはない。

然るに今日の商業界にて士族ならざる商人中にも、若し夫れ一定の時期を限りて

其間の損益計算を行はんが爲には、今日の如き廣汎極まる商業界にて、而かも産業諸制度の複雑多岐なるに相應しては、普通常識的の損益概念以外に、更に會計に關する特種の智識技能をも亦大に必要とするのである。否らざれば種々不可解の事實に逢着して、屢々損益の判断を誤ることがある。而してこの誤謬は自身の利害關係其他種々なる周圍の事情に纏りて、多くの場合に利益を過大に計上する方向に傾き易いのである。而して其經路としては何等利益と認むべからざるものを利益なりと誤信し、或は尙未だ利益と確定すべからざる豫想のみを以て直に利益なりと誤認し、甚しきは既發の損失金の控除を忘却することもある。況んや尙未發の損失に對する準備の如きは、毫も考慮すること無きその實例も乏しくない様である。而してかく誤信の結果として、營業の決算期に到れば、出資者は利益金の分配を受けたりと稱して、差當り大に歡喜得意とする所である。然れどもこの分配金は、其實は利益金ならざる出資金の一部割戻しに外ならず、所謂蝟配當が即ちそれであることに氣付くものは、甚だ少ないのである。而して如此計算法は、後日偶々自發的にその誤謬なりしことに氣付きたりとするも、其時にはこれが救済法を講ずるには已に時期遅しで、取敢へず其場限りの彌縫策を施すに過ぬのである。而してこの病根が漸次擴大されて、遂に收拾する

こと能はざるときは、所謂毒を喰はゞ皿まで、式の不良事を敢行して、今や故意にその弱點を糊塗隱蔽して平氣で虚偽假裝の計算を行ふに至るが如きは、その實例の可なり多數に上るとの事實を否定することは出来まいと思ふ。而してこの資本金の割戻てふ虚偽の配當金は、營業開始後若干年間、その資本金は現金預金等の如き所謂流動的形體の儘存在するか、或は財界極めて順調にして無擔保にても尙容易に資金の借入を許すと云ふ好景氣間は、甚しき支障も無く續行に堪ふべきも、若し資本金の殘餘は所謂固定的形體のみにして、且又財界不況の爲資金の融通を難事とする不景氣時に至るときは、茲にその真相は直に曝露せられて、今や挽回不可能の非運逆境に陥るは明かである。而して茲に事業の經營者は營業を閉鎖するは勿論、解散か破産か、その他には殆ど行くべき途は無いのである。而して如此顯象は、恰も現時の我財界には多數に目撃せらるゝ様である。

曩に損益觀念の乏しきが爲、失敗に了りたる商業を「士族の商賣」と稱すと述べたが、今右に述べた場合の失敗も亦、その當初に損益計算に特種の専門的智識技能を缺きたるに起因したものと見得るのである。蓋し商業界の尙比較して幼稚單調なりし往時にありて、士族階級は極めて普通の損益計算法にだも疎かりしが爲に失敗したと

云ふのである。然らば産業の萬事複雑多岐を極むる今日の商業界に處しては、縦令ひ商人でも其損益計算に若し特種の智識技能を缺くときには、彼れも亦失敗に了ると云ひ得ぬ譯ではない。過ぐる大戰中の好況時に乘じて勃興せし世界無數の會社中、今や殆ど倒産に類する悲境に陥りたるものも多々ある其原因は戰後に於ける世界的不況の影響にあることは勿論である。然れども好況時代に於けるこれ等諸會社の損益計算は、果して會計學の示教する原理原則により行はれたるものであらうか如何而してこれ等の原理に無智識或は餘りに放漫無頓着なりしことも亦その大原因の一ではあるまいか、吾人は頗る疑問に堪へざるのである。

筆著は今一應繰返へして會計士を定義せんに、平素に於ける彼れの任務は、短時日の経過毎に經營事業の損益情態を公平誠實に監査し、同時にその由來を釋明して經營當時者にその經營方針たるべき資料を提供し、斯くして有利の事業には倍々多額の資本を放下し、而して不利なる事業よりは成るべく速にその資本を他へ轉換せしめんことの勸奨に努むるのである。

會計士はその任務の遂行上、當該事業の會計事務には極めて頻繁に接觸するの機會がある。是を以て、若しそれ經費の濫費或は不當支出、其他苟も不正の行爲等はその

發生以前に於て、事實上之を監視防禦しつゝありと見るべきである。即ち初めより不正事件の嫌疑を懐きながら會計の検査を行ふが如きは、決して會計士の本務常職では無いのである。

この事に關しては、嘗て筆者が會計士事務所を開始したる當時の職務要領書中に特に注意書を附記した程であるから、それを一度左に再録せんに、

『英國老法官嘗て曰く「會計監査人は偵犬 (Blood Hound) にあらず、彼は番犬 (Watch Dog) なり」と。即ち彼は不正事件を事後に檢舉せんとするものにあらず、彼は事前に警告を與へて禍を未發に防止せんことに努むるのみ」云々

尤會計士は商人相互間、或は株式其他の會社若くは出資者相互間の爭議其他に關聯して、裁判所其他官廳の命により、或は爭議當事者の囑託により會計帳簿の検査を行ひ、或は會計諸記録の鑑定を行ふことが無いではない。然れども、如此は會計取扱其他會計諸問題に關して元來會計士の有する専門的智識技能が、偶々利用せられたる迄である。故に如此任務を以て直に會計士の本領常職と考ふるが如きは、少くとも筆者の之に賛同することは不可能である。

株式會社にありて、重役の信任如何に關して株主等對重役の爭議は、近年一層屢々

目撃する所であるが、この場合に、縦令ひ會社の會計帳簿等の検査を遂行したればとて、果して所期の目的が十分に達し得らるべきか如何筆者はその效果に關して頗る疑問に堪へざるのである何となれば、この場合に、被検査側の帳簿及書類等にて苟もその弱點に關するものは恐らく疾くに隠匿乃至破棄せられてその跡を留めぬであらう、隨て事實の内容は急には明白し相には思はれぬ、仍て若し調査に必要とする日子及手數は何程にても惜まぬとの條件ならばいざ知らず、若し否らすとせば、事實の真相は到底闡明看破することは不可能かと、筆者は甚だ懸念に堪へぬのである。

筆者の所謂監査なるものには、被監査者と監査者との間に、喩へば法廷にて所謂原告と被告との間に於けるが如き、同様の利害相反する敵對關係を必然生ずるとは限らぬのである、何となれば、監査を行ふ普通の場合にありて、監査者は被監査者に對して別段不正等の嫌疑を有するが爲ではないからである、況んや會計當事者はこの場合に、損益計算上の是非曲直に關して判斷違ひは別として、苟も不正行爲は絶対に無いとの自信を以て、其會計諸記録を監査者へ提供しつゝあるのである、是を以て若し監査は無事に結了したる其後に於て、會計當事者は其取扱中に、縦令ひ會計學原理に關する錯誤はあり得るにせよ、苟も私利心に基く不正行爲は毛頭これ無きこと、即ち

自個の如何に公明誠實なりしかに關して、今は監査者たる第三者の裏書證明を受けると同様である。

仍て被監査者は監査者を敵視するが如きはさて置き、否今は監査者を以て寧ろ自個の援助者或は同情者なりと解釋するの立場にあるのである、故に如此結果を齎らす事情よりして觀察するときは、被監査者はその當初に於ては、自己に對する信任の薄弱不十分なるが爲めに、第三者たる會計士の監査を受けたるか、甚だ不快の所感を懷くことあらんも、既に幾回かの監査を受けて、其間に或は起り得べき損益計算上の錯誤は訂正指導せられ、同時に會計上の不正行爲は絶対にこれ無きことを併せて證明されたることゝなるのである、是を以て、同僚間に於てすら兎角種々好ましからぬ批評乃至臆測を受け易き會計當事者の責任は、今は會計士の定期的監査により分擔輕減せらるゝことは勿論、會計當事者の清廉と誠意とは、茲に會計士により一層明瞭に保證或は表彰せられたると同様の結果を見るのである、仍て被監査者は以上の意味に於て、寧ろ監査者の監査を歓迎するの傾向を生ずるのである。

さて筆者が會計士の事務所を開始して茲に六年の星霜を経たのであるが、然れども筆者も亦今以て自稱會計士の一人と云ふに過ぎぬのである、然かも筆者が敢て以

上縷々所見を吐露したる所以は、自から會計士として相當の資格ありと信じたるが爲めではない、唯筆者は過去に於て長年月間簿記法の講義者として、更に又英米諸外國にて近年一層盛に講究せらるゝ新知識會計學初步の取次講演者たりしと同時に會計士なる新職務家の我邦現時の進歩したる商業界にも亦必要缺くべからざる所以を力説宣傳したる、その久しき經歷を有すると云ふのみで、然かも會計士と自稱したるその僭越自負に過ぎたる譏りは筆者の甘受する覺悟である、併し凡そ天下何事にも、その初めは極めて微々些細裡にその端緒を發するを常例となすに縁みて、筆者は所謂先づ腕より始めて、今や愈々不言實行の途に上つたと云ふに過ぎぬのである、蓋し筆者の生來淺學魯鈍なるに顧みて、會計士の眞任務は到底其能でないのである、併し應て歲月の推移と時勢の進運に連れて、會計士職務の自然に廣く諒解せられ、隨てその利用範圍の倍々擴大せらるゝ曉には、遂には優秀なる會計士の續々輩出したる其結果は、小にしては個人資本の蓄積増殖上にその間接的保護者援助者たる重要任務を盡し、大にしては國富の増進に相當貢獻する所の尠少ならざるべきを期待して、筆者は試みに先づこの進路の第一步を踏み出したと云ふのみである。

序でに尙會計士の人格の點に關して一言せんに、凡そ人格の高潔なるべきことは

有らゆる公職に第一に必要なとする所なるは、亦言を俟たぬのである、然るに會計士の人格に關して世人の期待する所は、他の職務家に比して特に一層高潔剛直なるべきことを要求するかとの感に堪えぬのである、例へば既に前後五回も議會に提出された會計士法案にて、會計士の年齢は毎回三十年以上と規定してあるが、大正四年十二月の第三十七回議會に提出された二法案中、その一には成年以上とありたるを、特別委員會にて三十年以上と改めあり、一方醫師、辯護士、特許辯理士、公證人の諸法にありて、その年齢は二十年以上と規定してある、尤執達吏、府縣會議員の資格年齢は二十五年以上、而して會計検査院検査官衆議院議員の資格年齢は三十年以上と規定しあることに鑑みるときは、會計士の資格年齢のみは、會計検査院検査官又は衆議院議員資格と同等扱ひである、更に大正五年八月の農商務省の諮問案及その答申書を見ても、會計士の人格に關しては特に鄭重なる銓衡を必要とするとの意見は極めて力説せられてをるのである、而して會計士の人格に關して如此別扱ひを受くることは、會計士資格者としては洵に名譽とすべきは勿論である、然るに筆者の卑見によれば、如此意見を獨り會計士のみに期待する所以は、これ亦會計士は何をなす人か、その本來の職務は何であるかに關して、世人に大なる錯誤があることに起因する自然の結論の

爲ではあるまいか、これ亦筆者の多少疑問とする所である。

會計士の職務は單に會計に關する不正事件の檢舉指摘に従事するか、或は會計に關する諸記録例へば財産目録及貸借對照表等を實際の事實と對照して、毫も相違の點これ無きに對してその證明者たるのみであると、若し會計士を如此單純に解釋するとせば、會計士には醫師、辯護士等に比して幾分年齢の長したることが、一層信任を惹く所以との理由をも附し得るのであらう。然るに筆者の愚見にては、會計士は醫師、辯護士等の専門家と同じく、人格以外に會計に關する特種の智識及技能を有する専門家であると、其主張は既に縷々所述の如くである。乃ち會計士のみに限りて、年齢の高きことは必要條件とは考へられぬのである。

元來會計士の依頼せらるゝ事件は種々様々あるその中、會計士としての専門的智識技能の外、特に人格の一層清廉剛直なることを必要とするものあることは勿論である。然し會計士が時折は如此事件を取扱ふことがあるとの理由の下に、總ての會計士に向ひて如此特別の場合に必要な人格者たることを要求するは合理とは思はれぬ。何となれば、醫師や辯護士等にありても亦同様に、特別なる依頼事件を受付くことは必ず生ずるに拘はらず、其資格年齢は二十年以上と規定しあるからである。現

に英米諸外國の會計士資格規定を見ても、年齢に如此特別扱ひは無いのである。況んや人格の高潔なることは、年齢のみにては到底期待し得られぬのである。それゆゑ、縦令ひ特に法律を以て年齢を制限せざるにしても、人格の如何はこの種の特別事件の依頼者側に於て、豫め十分慎重に考慮撰擇するの自由を有するのであるから、別段懸念には及ばぬと思ふ。

最後に我邦の會社にては、商法にて現に監査役の選任に關する規定が存するに拘はらず、尙重ねて會計士の監査は何故に必要であるか、現行制度に於ける監査役が若し有名無實にして其當然の職務を行はぬ場合があることせば、それは現行制度の罪ではない。否、其運用を誤りたるが爲である。故に若し現行制度の運用上に相當の改善を行ふとせば、監査役の監査以外に又々會計士の監査は毫もその必要を認めぬのではないかと、如此意味の議論は世間に屢々見聞する所である。然るに此議論も亦、恐らく會計士を以て何等専門的智識及技能の具備者にあらずとの前提に基く、誤謬の歸結ではあるまいか、茲にも亦筆者は多少の疑念を有するものである。

我邦現行の商法にて、株式會社の監査役はその株主中に選任すべき定めである。然るに英米佛の諸外國は、勿論更に獨逸の商法にありても、監査役を株主中に限るとの

規定は無い様である。然らば我邦にては會社の會計監査を行ふ爲には何等特種の智識技能を具備せずとも、普通の常識さへあれば可能であるとの假定の下に、商法には右の如き規定を設けたのではあるまいか。

尤我邦の商法にて監査役の任務且又その職責は單に會計の監査のみではないのであるから、我邦の現行制度を直に諸外國の實例に比較してその是非長短を批評するが如きは極めて輕卒と云はねばならぬ。然れども今や我邦の文物諸制度は眞に日進月歩の勢を以て世界的に改善或は革新せらるゝの時運に處しては會社の經營其他の諸畫策等、その内外總ての方面に、最新優秀な手段方法を講じて、一步だも後れを取らざるの覺悟がなければならぬ。既に約二十四五年以前に制定された我商法の監査役規定を、今以て其儘踏襲して何等懸念考慮する所無きが如きは、これ亦一の時代錯誤と云ふべきではあるまいか。

以上所説は冗長重複に加へて論理甚しく支離滅裂して、中には本論外に脱線の譏りを免れぬ個所も少くないを自覺するのである。併し之は唯筆者が平素斯道の推奨宣傳に執著熱狂の餘り、愚論とは知り乍ら敢て漫りに披瀝したるのみである。若し識者先覺の啓蒙叱正に接するを得たならば、筆者の洵に幸甚とする所である。

大正十五年十一月三十日印刷
大正十五年十二月五日發行

著作人兼 東 夷 五 郎

東京府荏原郡大井町五千五十四番地

印刷人 八 木 原 金 七

東京市京橋區本港町二番地

印刷所 柏 木 商 店 印 刷 部

東京市京橋區本港町二番地

310
295

終

